

特定非営利活動法人地球市民の会セーフティガーディング行動規範

1. 目的

虐待や搾取などのウクライナ避難民（以下、「避難民」）の権利に反する行為や危険の防止に組織的に取り組むため。また、疑惑が生じた場合は毅然と対応し再発防止に努めるため、更には、避難民支援事業の現場だけでなく、日常の組織運営のあらゆる側面を通して避難民の安心・安全を担保するために必要な事項を定める

2. 避難民支援に携わる者として、私は以下の事項を行う：

- A) 避難民が危険に晒されないよう確認しながら、事業や業務内容を計画・実施し、危険が起った際には影響を最小限に留めるよう対処する
- B) 年齢、性別、ジェンダー、性的指向、出身地、障がいの有無、政治的信条などに関わらず、避難民の権利、人格および尊厳を尊重し、最善の利益を考えて接する
- C) 避難民とは他者の目が届くところで接する
- D) 避難民に対する暴力や虐待、危険などその他不適切な行為を見逃さず、懸念がある際は事前に決められた手順に則り、すみやかに相談・報告する
- E) セーフティガーディングに関する内部調査・外部調査等に応じ、当該調査のために必要な書類や情報提供に協力する
- F) 避難民に関する個人情報や写真・画像は、事前に本人および保護者の承諾を得てから取得し、個人情報保護法ならびに団体のもつガイドラインに従って適切に扱う
- G) 避難民が自分のもつ権利や、セーフティガーディングに関する懸念や問題をもった際にとるべき行動について理解しているようサポートする

3. 避難民支援に携わる者として、私は以下の事項を行わない：

- H) 18歳未満の子どもと性的行為に関わったり、性的・肉体的関係をもつ（18歳未満と知らなかつたということは抗弁にならない）
- I) 避難民と性的・肉体的関係をもつ
- J) 避難民に対して商業的搾取を行う
- K) 避難民を叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- L) はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で避難民を心理的に傷つける
- M) 避難民に対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
- N) 避難民が虐待に遭いやすい状況をつくる
- O) 着替えや入浴、トイレなど、避難民が自分でできることを必要以上に手伝う
- P) 違法、危険、または乱暴な避難民の振る舞いを大目に見たり、加担する
- Q) 特定の避難民を差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する
- R) 活動に関わる避難民と活動外で個人的に連絡を取る、もしくは取ろうとする
- S) 活動に参加している避難民と同じ床（とこ）で寝る
- T) 活動に参加している避難民と同じ部屋で寝る。但し、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く
- U) ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイトに避難民を誘導しその危険にさらす
- V) 規範違反との疑惑をもたれかねないような状況に自分自身を置く

4. 避難民支援に携わる者として、セーフティガーディング行動規範違反が疑われる行為やうわさを見聞きした際には、関連する団体や上長に必ず報告・相談する。

5. 通報者の個人情報や報告・相談した内容は、個人情報保護法並びに団体のもつガイドラインに沿って適切に扱う。